

事務事業評価表 平成25年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実

施策 障がい者福祉の充実

基本事業 自立的な社会参加の促進

事業名 **障害者成年後見制度利用支援事業**

[1009]

部名	健康福祉部	事業開始年度	平成24年度	実施計画事業認定	非対象
課名	福祉課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	<p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>知的障がい者または精神障がい者</p>
意図	<p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>成年後見人等が必要な障がい者に成年後見人をつけることができる。</p>
手段	<p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>相談事業所、各障がい関係事業所からの連絡や窓口での相談に基づき、裁判所への成年後見の申し立てに必要な費用や手続きの助成を行う。また、成年後見が決定した場合は成年後見人への報酬の支払いを行う。</p>

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度当初
対象指標1	市内の知的障がい者及び精神障がい者	人			2,649	1,469
対象指標2						
活動指標1	相談件数	件			5	2
活動指標2						
成果指標1	支援決定件数	件			1	2
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	0	0	60	535
正職員人件費 (B)		千円	0	0	1,603	1,611
<b>総事業費 (A) + (B)</b>		<b>千円</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,663</b>	<b>2,146</b>

費用内訳	
24年度	負担金 補助及び交付金 60千円

# 事業を取り巻く環境変化

事業開始背景		事業を取り巻く環境変化	
--------	--	-------------	--

## 24年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・  
根拠は？

障害者自立支援法に基づく義務的事務事業である。

(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・  
根拠は？

制度利用が必要だが、申し立てをする親族がいない、または資力のない対象者に対して、市長申し立て、後見人等の報酬を助成することにより知的障害者、精神障害者の権利擁護に貢献している。潜在的な対象者はいると想定されるが、利用者はまだ少ない現状である。

(3) 計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由、でていない理由は何ですか？

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・  
根拠は？

成年後見制度利用支援事業で平成24年度より継続して1名利用者があり 司法書士による保佐業務により権利擁護されている。

(4) 成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小・なし

理由・  
根拠は？

相談支援事業所など、各関係機関への情報提供や制度の周知を図ることによって潜在的な対象者の利用を促すことができる。

(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算 + 所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

- ある
- ない

理由・  
根拠は？

かかるコストに関しては家庭裁判所にて定めた事務手数料や診断書料、もしくは成年後見人等への報酬であるためコストの削減はできない。